

お客さま各位

日高信用金庫

未利用口座管理手数料の新設について

平素より日高信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、長期間にわたりお取引のない普通預金口座等が金融犯罪に不正利用されることによる被害防止にむけて、2024年4月1日（月）より、当金庫にご開設いただいております全ての普通預金口座および貯蓄預金口座につきまして、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

未利用口座の対象となるお客様には、事前にお取引状況をお知らせしたうえで、未利用口座の対象となった後、一定期間（3ヶ月）経過後に年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には、当該口座（未利用口座）を解約させていただきます。

当金庫におきましては、ご利用のない口座につきましては、ご利用の再開をお勧めするとともに、今後、ご利用の予定のない口座につきましては、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めいたします。

当金庫は、日頃からご利用いただいておりますお客様へのサービスの維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

※未利用口座管理手数料及び解約について

適用日（基準日）	2024年4月1日（手数料の負担は2024年8月以降）
適用口座	全ての普通預金口座（決済用口座・通帳アプリ口座）・貯蓄預金口座 ※盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象といたします。
対象となる口座（未利用口座）	最後の預入または払戻（普通預金利息の元本への組入れ、未利用口座手数料の引落を除く）から2年以上一度も預入または払戻等がない口座といたします。 <u>※次のいずれかに該当する口座は対象となりません。</u> ・口座残高が1万円以上の場合 ・同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引または融資取引がある場合 ・口座の名義人が未成年者（18歳未満）の場合 ・後見制度支援預金
未利用口座管理手数料	・未利用口座の対象となった場合は、事前にご案内文書を当金庫へのお届けのお名前・ご住所宛に郵送いたします。 ※ご案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・未利用口座の対象となった後、一定期間（3ヶ月）お取引がない場合に年間1,320円（消費税込）を当該口座から引き落としいたします。
解 約	・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって同手数料の一部としてご負担いただき、当該口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却及び解約口座の再利用は、応じかねますので、あらかじめご了承ください。

以 上